

本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事務連絡
令和2年11月13日

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止
ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

催物の開催については、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月14日文化庁政策課事務連絡）において、11月末までの開催制限等について御連絡したところですが、12月1日以降のイベント開催について、周知いたします。

この具体的内容等について、11月12日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出されている「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（事務連絡）をご参照ください。

本件について、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いします。

(参考)

- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

本件連絡先 文化庁政策課
電話：03-6734-2809(直通)
メール：s-kikaku@mext.go.jp